

平成22年第9回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成22年8月24日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成22年8月24日	開会 1時36分 閉会 3時41分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長 伊藤 恒子 委員長職務代理者 鮎川志津子 委員 高木 裕	委員 宮本 誠 教育長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 小林 美都江 生涯学習部長 渡辺 博 庶務課長 鈴木 遵矢 学務課長 前島 賢 指導室長 豊岡 弘敏 指導室長補佐 神田 恭司 指導主事 高橋 良友	生涯学習課長 尾崎 充男 兼生涯学習係長事務取扱 スポーツ振興 宮腰 誠 担当課長 図書館長 田中 肇 公民館長 大関 勝広 庶務課長補佐 高橋 正恵 兼庶務係長	
調 製	玉井 奈保子		
傍聴者人数	4名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 19 号	小金井市立学校の通学区域に関する規制の一部を改正する規則
第 3	議案第 20 号	平成 22 年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について
第 4	協議第 5 号	^{あす} 明日の小金井教育プランに対し提出された意見の検討について
第 5	報告事項	1 光熱水費削減還元プログラムの実績報告について 2 不登校児童・生徒の人数調べについて 3 小学校第 6 学年の林間学校について 4 中学校部活動全国大会について 5 その他 6 今後の日程

伊藤委員長 皆様、こんにちは。大変暑い日が続いているが、元気に始めよう。
ただいまから平成 22 年第 9 回小金井市教育委員会定例会を開催する。

日程第 1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、鮎川委員と高木委員に願います。

(委員一同異議なく、上記 2 名が選出された。)

伊藤委員長 次に、日程第 2、議案第 19 号、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。
提案理由をご説明いただく。

向井教育長 提案理由について説明させていただく。
特別支援学級の新設に伴い、通学区域を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

前島学務課長 ご説明する。
特別支援学級の設置については、市教育委員会のほうで設置するところであるが、例年 12 月ごろ、特別支援教育の基本計画というものを都に提出している。それに基づいて都のほうで助言、また協議、同意、こういったものがされるという形になっている。12 月ごろにまた東地区の特別支援学級の設置については都のほうに提出する予定である。しかしながら、今回、この時期に、教育委員会へ東地区の平成 23 年度特別支援学級の設置に伴い、通学区域を明確に規定する必要があるということでここでお出ししたのは、9 月に第一小学校、第二小学校の特別支援学級の保護者への説明会を控えており、市の考え方を明確にしたいというふうな考えもあって、条件整備の一環として今回提出させていただいている。

小学校の特別支援学級の通学区域の設定は、現状、小金井第一小学校が中央線の南側、小金井第二小学校については中央線の北側としているが、何ら規定はなかったところである。来年度、東小学校

に特別支援学級を設置する構想があることから、ここで明確に特別支援学級の通学区域を明らかにして、適正な規模の特別支援学級が実現できるよう条件整備をしていきたいというふうに考えている。今回の改正では、居住地と近くなることによって、通学者、保護者の負担軽減や安全性の向上、また地域とのつながりも期待できるというふうに考えている。

それでは、具体的な改正内容であるが、議案第19号資料、新旧対照表のほうになるが、こちらをごらんいただきたい。1枚めくっていただいて、表のほうから説明させていただく。2ページ目以降の別表をごらんいただくと、左の改正規則では、現行規則で小・中別の表をつくっていたものであるが、それを1つの表にまとめて、別表の表側、左側に小学校・通常の学級という形の表、また1枚めくっていただくと、下段のほうに中学校・通常の学級、さらにめくっていただくと、小学校・特別支援学級と、最後に中学校・特別支援学級と、こういう形のつくり直しに直したものである。

それで、新旧対照表の最初のページに戻っていただきたいと思う。1表に別表をまとめたことによって、現行だと、小・中学校と分けて規定をつくっていたところであるが、小・中学校という形で分ける必要がなくなったことから、1条から3条については小学校、中学校ともに学校という形で統一するための用語及び規定の整備をしたものである。

なお、小学校特別支援学級の通学区域は、簡単に言うと、第一小学校が一小、四小の中央線南側、前原小、南小の学区域となる。小金井第二小学校については二小、四小の中央線北側、本町小、緑小という考えである。東小学校については三小、東小の通学区域というふうになるものである。

なお、現状で在籍児童の分布及び現在進行中の就学相談の状況から見ても、通学区域として各校2学級程度の体制がとれるような適正な区域となるというふうに見込んでいる。

雑駁であるが、以上で説明を終わらせていただく。

伊藤委員長

ご説明が終わったが、ご質問、ご意見はあるか。

保護者への説明等は、この特別支援学級設置構想の公表も含めて、いつごろどのような順番でなさるご予定なのか。

鈴木庶務課長 既存の学校の保護者に対して9月ごろ、詳細についてご説明する機会を設けたいと考えており、説明会を考えている。また、新たに新設する学校についても、学校のほうと相談をしながら、同じような時期に説明会を開催したいというふうに考えている。

以上である。

伊藤委員長 新1年生に対する説明等も必要かというふうに思うが、それは新入入学等にかかわってするということか。小金井全域にしなくてはいけない。

前島学務課長 特別支援学級に入学される児童については、就学相談という形をとっており、ほぼというか、そこで必ずご相談があるので、その相談の場で、東小区域であればそういったご紹介をさせていただくことになる。

伊藤委員長 なるほど、新入児に対しては就学相談で行っていくということである。

ほかに何かあるか。よろしいか。

その構想に対してご苦労があると思うが、大変ありがたいことであるので、よろしくお進めいただきたいと思う。

それでは、お諮りする。

議案第19号、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することと決定した。

次に、日程第3、議案第20号、平成22年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規

定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長より説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

鈴木庶務課長 平成22年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、毎年、教育委員会における活動状況の点検・評価を実施することが義務づけられている。また、その点検・評価に当たっては、有識者からの意見聴取、報告書の作成、議会への提出、公表を行うこととされている。本年度は、平成21年度に掲げた基本方針及び教育施策に係る主な事業59事業の点検・評価を、有識者からの貴重なご意見を組み入れて評価し、報告書を作成した。なお、本年度の点検・評価は、昨年度までの有識者のご意見を受け、点検・評価シートの変更、事業一覧の追加等、評価の方法について改善している。

それでは、資料の1ページ、2ページをごらんいただきたい。小金井市教育委員会の教育目標及び基本方針である。内容については昨年度と変わっていない。

次に、3ページから9ページまでは、新たに加えた事業の一覧である。基本方針とそれに基づく事業を一覧としたもので、右端の欄の事業名の後ろの丸数字については、その左の欄、平成21年度教育施策の欄の取り組みの番号に対応するものである。

ちょっと飛んで、10ページ、11ページについては、学校教育、生涯学習のそれぞれの点検・評価の概要である。

12ページから35ページまでを学校教育編、36ページから59ページまでを生涯学習編としている。評価シートについては各事業の選定理由、事業目標を新たに加え、考察を削除し、課題、今回の評価の理由、今後の対応、評価を上げるにはどうしたらよいかを記載している。12ページ、36ページには評価の基準を記載している。本年8月11日に開催した点検・評価会議において教育委員会事務局から説明を行い、有識者の方々にご協議をいただいた。その後、有識者からご意見をいただいたが、その内容は60ページ以降をごらんいただきたい。

なお、本日ご審議いただいて可決した報告書については、教育委

員会として小金井市議会へ提出するとともに、厚生文教委員会に報告し、その後、公表を行うこととなる。

また、今回、有識者からいただいたご意見等については、来年度の評価に際し、取り入れられるものについては取り入れて参考としていきたいと考えている。

説明については以上である。

伊藤委員長

説明が終わったが、ご質問、ご意見等よろしく願います。

鮎川委員長
職務代理者

S評価のものについて2点ほど感想を述べたいと思う。

学校教育のS評価のICT環境整備について、昨年度、指導室をはじめ、ほんとうにご努力いただいたことと思う。教員お一人お一人にパソコンを1台ずつという整備と、各教室にデジタルテレビの導入ということで、お金のない小金井であるが、補助金のご活用ということで、学校にとってはすばらしい設備が入ったことと思う。特にパソコンに関しては、以前、小金井市の環境ではインターネットに接続しているパソコンでは個人情報扱えないなどさまざまな制約がある中、閉じられたネットワークの中でさまざまな問題があったかと思う。インターネットに接続しないということは安全ではあったが、反面、OSの更新が行えず、セキュリティーホールが放置されたままであるとか、ウイルス対策ソフトが更新されず、実際には、対策ソフトが入っていても、新しいウイルスに対応できないなどというような問題があった。今回、お一人ずつへのパソコンの導入、そして新しい技術を伴って、今、申し上げた問題などがきれいに解決されたと伺っている。こちらはセキュリティーの面からも、完全に近いものになってきたかと思うので、ほんとうにS評価に値するものかと思う。こちらの柿崎先生のご意見の中にもあったが、大型テレビというだけでなく、さまざまな活用とか、各教員に配置されたパソコンなどについて、使いにくさなどが出てきた場合に、それらの対応もあわせてこれから考えていただきたいなと思う。

すまない、長くなってしまったが、2点目、もう一つ、S評価の青少年科学の祭典について、昨年度拝見して、来場者の人数が大変多いということだけでなく、市内の市民団体の方と、子どもたち、そして行政もかかわって、今、注目されている市民協働という点からも大変進んだもので、大成功をおさめた事業だと思っている。

以上、感想を2点である。

伊藤委員長 ありがとう。
ほかにあるか。

高木委員 意見と、1つは質問であるが、この点検・評価については年に1回こういう形で評価がされて、議会に提出し、公表されるということで、情報を公開していくという意味が1つはあると思うが、私の思いとしては、実際に決めた事業をいかに高いレベルで実現して、中身のある事業をやっていくかということに大きな意味があると思う。そういう意味では、年に1回のこの評価ということだけではなくて、要するに、事業の途中においてしっかりと進んでいるかどうかということを確認していくという進捗の確認みたいなことがとても重要ではないかと思う。ただ、結果的にはやはりCという評価もあるわけであるから、1年が終わってみて、なかなかできなかったというふうになっている。その辺のところ、これは質問であるが、途中の進捗状況確認、あるいは場合によっては少し修正とか、そういうことというのはどんなふうに行われているのかなということ、どの部分でも結構であるが、あるいは全体的な流れでも結構であるが、その辺を教えていただければと思う。

伊藤委員長 どなたかお願いします。

高橋庶務
課長補佐 点検・評価については今年で3年目ということで、まだ全体的には途中の経過を、進捗状況を見るようなシステムにはなっていないが、担当においてそれぞれの事業の途中途中でその状況を確認されているものと思っている。
以上である。

伊藤委員長 ありがとう。

高木委員 要するに、市民にとって必要な事業ということで計画を立てられるわけであるから、1年が終わって評価して云々だけではなくて、ぜひ結果が出るように、そういう途中途中の進捗確認、チェックをしっかりとやっていただきたいと思う。よろしくお願いします。

伊藤委員長

ほかにあるか。

ちょっと質問してよろしいか。少人数指導教員の配置が前はAだったと思うが、それからCに評価が下がったのは、10ページのところに指導補助員の指導力不足、インフルエンザによる学級閉鎖等で計画どおり進まなかったというふうにあるが、もうちょっと詳しくご説明いただけるか。

豊岡指導室長

この辺の変化であるが、要するに、少人数指導は委託で施策のほうの取り組みを進めているところである。その中で、どうしても委託業者の関係が1つあるのと、あと来年度から小学校が学習指導要領の完全実施になる。少人数指導という担当は算数を行う。算数の授業時数が1時間増えている。その関係で配置が十分に、今の指導員の配置人数だと、授業時数が増えた関係で十分な補充がきかなかったというようなところから、どちらかというところ、指導内容とか指導そのものというよりは、そこへの配置におけるところが1つ大きな目標であるので、その辺の部分でA評価がCというようなことになっている。今後、やはりこの辺のところは個々の指導の徹底ということでは見直しというか、改善を図っていくところがあるのかなというふうに強く思っているところである。

伊藤委員長

ありがとう。

小金井の教育の中で少人数指導教員の導入というのはかなり早い時期から行われて、子どもたちの学力の補助に役立ってきたと自負している。そういう意味で、なぜCなのかなというのがとても疑問に思ったものだから、ご質問させていただいたが、教育の内容にかかわるものは数とか量ではかれない部分がある。なので、指導室のほうで評価したときに、人数も量も昨年どおりだったけれども、それよりももっと高いところを求められるほどに評価は下がると思う。そういう意味で、C評価というのは、どちらかというところ、自己に厳しい評価なのかなという思いで受け取らせていただいた。大変少人数指導の効果は上がっていると私は思っているのだから、相手がどういうふうに伸びたかというような評価の観点というのは、大変難しいなというふうに受け取らせていただいた。

豊岡指導室長　　すまない、訂正がある。冒頭、委託業者の関係というふうに言ったが、私のほうでちょっと勘違いしており、少人数指導というのは委託ということではない。本市のほうで臨時で職員として充てている。委託というのは英語のALTだとか、そういう外国語指導の関係であるので、私が冒頭、説明する際にそこのところを勘違いしていたので、最初の分は訂正をさせていただく。失礼をした。

伊藤委員長　　わかった。では、そのように訂正させていただく。
ALTの場合は、他の地区でもそういう指導者をどういうふうに確保し、継続して力を保っていくかというのは、かなり大きな課題になっていると漏れ聞いている。そういう意味では、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思う。
ほかにないか。

宮本委員　　私は拝見させていただいた感想を述べさせていただく。この中の学校給食の食器のことで、徐々に改善されていると書いてあるが、Bランクということですが、食育というのは、今、話題にもなっているし、食事を食べるときに食器の見た目というか、昔のアルマイトのような格好のものよりは、当然、新しいもののほうが好ましいと思うので、なるべく進めていっていただけたらいいのではないかと思います。
それから、不登校児のスクールカウンセラー、こちらのほうもだんだんに増えてきていると伺っているが、学校での執務時間を長くしてもらいたいというようなご意見もあったように伺っているので、そちらのほうもよろしくお願ひしたい。
以上である。

伊藤委員長　　ほかにいいか。
どなたか有識者のご意見の中にもあったが、学校教育と生涯学習の評価の偏りというのか、SからDまであったが、その辺について何かそれぞれ評価なされたところでご意見、ご感想はあるか。全体的に学校評価がBに偏って、真ん中集中型というのか、生涯学習はSからDまでばらつきがあるというのか、広がりがあるというのか、そういう評価の結果について何かお話があるか。結果としてこうであるということなのか疑問に思った。

向井教育長

有識者の意見の中にもあったが、私はやはり学校教育と生涯学習の性格にもあるのかなというふうに思う。生涯学習のほうは、参加の市民の数とか、それから参加者の満足度ということで、かなりはかりやすいと思う。結果も、こう言っては何だが、出しやすい傾向がある。学校教育のほうは、たくさん子ども、児童・生徒をお預かりして、これは懸命になって努力してどんどんどんどん上がっていくというのなかなか難しい項目なのかなと思う。したがって、どうしても中央化傾向というか、Bが多くなっていく傾向があるというふうに思う。扱い方もあるかもしれないが、そんなふうな両方の分野の違いもあるのかなというふうに、私は個人的には思っている。

伊藤委員長

ありがとう。

私も個人的にそのように思っている。そういう意味で、AとかSとかDとか、Dはちょっとまた別であるが、そういう物の見方というものが、学校教育がだからだめなんだとか、そういう見方はしないような評価であってほしいと思う。生涯学習の場合はますます、Sになったところはよしとして、次には新しい項目を評価していくというような動きになっていくのか、またプラスアルファな目標が出ていくのかわからないが、やはり評価というものは年々進歩し、次に向かって発展していくというような形であってほしいし、これが公表されたときにそのような形で市民にも見ていただけたら、ありがたいと思う。特に62ページにある、何を評価していくというような視点で有識者からのご意見等もあるので、来年度の評価に向けてより効果が見えやすい、子どもたち、そして市民にとってよい評価がなされるといいなというふうに考える。大変ご苦労なことだったと思う。ありがとう。

ほかにご意見はないか。

それでは、お諮りする。

議案第20号、平成22年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認める。本案は原案のとおり可決することに決定した。それでは、本日の可決内容を踏まえ、報告書を作成し、小金井市議会へ提出するとともに、厚生文教委員会に報告することにする。また、この点検・評価については公表していくことになるが、よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 それでは、このように願います。
次に、日程第4、協議第5号、明日の小金井教育プランに対し提出された意見の検討についてを議題とする。
提案理由をお願いします。

向井教育長 パブリックコメントにより提出された意見の検討結果を、小金井市市民参加条例施行規則第21条第1項の規定に基づき公表することに伴い、提出された意見について検討する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については庶務課長より説明するので、よろしくご審議の上、ご協議賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長 これから私の方から説明させていただくが、その前に学校教育部長のほうから一言ちょっと報告をさせていただきたいと思う。

小林学校
教育部長 過日の8月20日、市議会厚生文教委員会で市議会議員のほうからご意見をいただいている。若干の質疑があったので、ご報告する。
まず、教育プランに対し市議会の意見を反映できるのか、議会で意見を言うのは今日だけかという質問があった。答弁のほうとして、反映できるかどうかははっきり返答できない。8月24日にパブコメの意見を教育委員会に報告し、ご協議いただく。本日の厚生文教委員会の意見は教育委員会に報告する。市議会第3回定例会、これは9月定例会である。第3回定例会中の厚生文教委員会で意見を伺う機会はある。今後、10月の教育委員会にプランの成案を提出する予定であり、そこに9月議会での意見を報告すると答弁しているところである。本日及び10月の教育委員会では、パブコメの意見とあ

わせてご協議いただくようになるのかなと考えている。

以上である。

伊藤委員長 ありがとうございます。

鈴木庶務課長 明日の小金井教育プランに対し提出された意見の検討についてご説明する。

このプランは教育基本法第17条第1項の規定に基づく教育振興計画が政府として策定され、同条第2項に地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されていることから、明日の小金井教育プランを策定するものである。教育プランは市民参加条例第17条第3号に規定する個別行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画に該当することから、市民参加条例の趣旨を生かし、7月1日から8月2日までの期間でパブリックコメントを実施した。今回、パブリックコメントに付した案については、教育委員会で2回協議し、一定の修正を加えたものをもって行っている。プランは庶務課、広報秘書課広聴係、市立小・中学校、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センターで配布し、また市ホームページでも公開し、意見を募集した。各施設に144部配置し、配布された部数は99部となっている。その結果、ファクス等で6人の方からご意見をいただいている。

それでは、協議の2枚目、明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果をごらんいただきたい。

それで、説明の前に資料の訂正を1カ所お願いしたいと思う。番号の欄、5-3の次に5-4とあるが、5-4については削除をお願いしたいと思う。大変申しわけないが、よろしく願います。5の欄については5-3が一番最後の数字ということである。

意見の欄については、提出された意見をそのまま記載している。意見に対する検討結果の欄については、それぞれの担当において意見に対する検討結果を記載している。

なお、本件パブリックコメントについては、8月20日に開催された市議会厚生文教委員会において、先ほど部長からあったように行政報告を行っており、その中で厚生文教委員から、34ページの特別支援教育に関して、平成28年度に特別支援学級が各校に配置

されるということかという質問があった。それに対して、各校配置を目標している旨の答弁をしている。

また、37ページに特別支援教育支援員は充実とあるが、どのような内容かというご質問があり、順次充実していきたいという答弁をしている。

また、特別支援教育支援員は各校配置が到達目標となっているが、5年間で各校配置できないのかという質問があり、平成23年度には1人配置予定であり、24年度以降は徐々に増やしていきたいと答弁をした。

また、42ページのスクールカウンセラーに関して、週5日体制をとるべきとのご意見があり、他市に比較して本市は充実しているが、今後さらに充実を図りたいと答弁をしている。

また、42ページのもくせい教室の充実、場所、教員等充実をという要望があり、もくせい教室の充実は大きな課題の一つであると認識していると答弁をしている。

43ページのスクールソーシャルワーカーに関して、早急な派遣をとの意見があり、必要性は認識しており、本年度中に緊急雇用で措置する予定であり、またプランに検討とあっても、必要があれば前倒しも検討したいという旨の答弁をしている。

それでは、順不同となる部分もあるが、それぞれの担当課から検討結果の内容について簡単にご説明をさせていただく。

初めに、私、庶務課のほうからご説明をさせていただく。番号では2-3の部分である。こちらには質問の内容として、校舎のあちこちに故障が出ていて、新しいことを始める前に校舎、体育館をもう一度しっかり点検し、改修してほしいというようなご意見をいただいている。回答としては、右の欄に書いてあるとおり、児童・生徒の安全性の確保のために学校施設の耐震を最優先として整備してきた。一方、学校の老朽化による学習環境の悪化に対する改善等の課題が増えていることから、財政状況も踏まえ、効率的・効果的な施設整備の計画が必要であると考えている。現在、学校施設整備の優先度を検討する上では、学校と、あるいは職員に対してヒアリングや現地調査を実施し、また安全性の点検などを行い優先順位を検討し、改修を行っているという回答をしている。また、老朽化に伴う施設の改善整備については、なかなか一気にできない部分があるので、補助金等の活用を図りながら進めていきたいという旨の

回答をしている。

庶務課については以上である。

神田指導
室長補佐

私のほうから項目の1-1から順番に説明してまいる。

1-1、特別支援教育についてのご意見をいただいた。特別支援教室の確保、特別支援学級の増設、特別支援教育支援員の配置、前倒しの実施を希望するという趣旨のご意見である。意見に対する回答であるが、到達目標は10年程度先を考えているが、47ページにあるように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行う。また、34ページにあるように、現在も特別な支援を必要とする子どもたちに対して実態に応じた支援を進めている。36、37ページの特別支援学級の増設、特別支援教育支援員の配置は最優先施策とし、充実していく。あわせて、特別支援教室の確保について検討していくということで、ご意見は今後の参考とするとする。

項目の2-1である。特別支援教育についてのご意見である。特別支援教室の配置は今すぐにでも必要である。37ページ、学習指導員と特別支援教育支援員の各校への配置も今すぐをお願いしたいという趣旨のご意見である。47ページにあるように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行うという回答である。ご意見は今後の参考としてまいる。

項目の2-2である。教育相談・適応指導等に関してであるが、スクールカウンセラー派遣については週5日を早急に実現させてください。ソーシャルワーカーの派遣も至急実現させてほしいという趣旨のご意見である。こちらのほうも、47ページにあるように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行うという回答をする。今後の参考とさせていただくことにしている。

豊岡指導室長

続いて、3-1になる。基本方針、教育目標のところでご意見をいただいている。時代や経済社会の変化に対応していく教育に振り回されることのないものを期待したいという趣旨の意見である。意見に対する検討結果であるが、軸足がぶれることのない小金井の教育を進めていく。2ページにあるように、明日の我が国と小金井を担う子どもたちが元気に育つことを願い、小金井市の学校教育の未来のために策定をするということで、ご意見は今後の参考としたい

というふう考えた。

神田指導
室長補佐

続いて、指導室長補佐のほうから3-2の項目、特色ある教育についてである。ご意見のほうは、小金井らしさをどのようにとらえているのかわからない。各校の特色を出すことで学校間格差は広がらないか。学校を選べないのに、学校で違うということは保護者の不安をあおることにならないかというご意見をいただいた。回答として、5ページにあるように、小金井らしさとして、積極的に地域にかかわり社会に役立とうとする子ども、小金井を愛し社会に貢献する心と、先人が築き上げてきた伝統や文化を大切にしつつ新たな挑戦をしていく意欲を育てる学校や地域を考えている。そのために5つの取り組みを示した。8ページの特色ある教育は、平成10年7月、中央教育審議会の答申に示されている。教科等の学習指導要領に示された内容に加え、各学校が小金井という地域の特色等を生かしたものを取り入れてまいる。また、発表会を通して各学校が情報交換し、特色ある教育活動を共有することで教育活動が充実すると考えるというふうにした。こちらのほうは教育プランの中に盛り込まれている内容である。

続いて、3-3、人権教育の項目である。ご意見の趣旨は、人権教育、小金井市には子どもの権利条約のリーフレットだけではなくて、手引等をつくり、子ども自身が育つ主体であることを教育の場でも学ぶ機会をつくってほしいというような趣旨のご意見をいただいた。回答として、10ページにあるように、小金井市子どもの権利に関する条例を人権教育の推進に生かしていくというふうにする。こちらのほうもプランの中に盛り込まれている。

続いて、3-4、社会貢献活動の項目である。成績のためのボランティアが貢献、意欲を高めることになるかどうか、表彰等はあおることになるのではないだろうかというような趣旨のご意見をいただいた。11ページにあるように、子どもたちの社会に貢献する心を一層はぐくむことができるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもたちの参加意識をさらに高めていく。また、各学校へのボランティア活動の趣旨の徹底を図っていくという回答にしている。こちらのほうもご意見を今後の参考にさせていただきたいと思う。

続いて、3-5、わかる・できる・活かす授業についての体験活

動の充実に関する項目である。五感を育てる教育は小学校では遅いと思う。幼児から小学校の低学年のうちに外遊びを通して感覚的によさを知らないで定着しにくいのではないかと思うという趣旨のご意見をいただいている。回答については、学校教育の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用する学習活動につなげるためには、幼児からの体験活動も増やすことが大切であると考へ、意見の趣旨を反映させていくというふうにご回答する。ご意見の趣旨をプランの中に入れていきたいというふうにご考へている。

高橋指導主事 続いて、3-6の家庭教育についてである。こうであればいいというのわかるが、うまく取り入れないと家庭をぎすぎすさせてしまうというご意見である。回答については、16ページにあるように、よりよく子どもたちを育てるために学校と家庭の連携をさらに進め、家庭教育の充実を図っていく。このご意見は今後の参考としたいと考へている。

続いて、4-1、特色ある教育についてである。特色づくりを急ぐことなく、子どもたちや教職員の実態や意向を大切に、無理のない取り組みになることを願っている。発表会のためにやるのではなく、各校主体に慎重に進めてほしいという趣旨のご意見である。回答については、8ページの特色ある教育は、平成10年7月、中央教育審議会の答申に示されている。教科等の学習指導要領に示された内容に加え、各学校が小金井という地域の特色等を生かしたものを取り入れてまいる。また、各校が主体的に進めていくことを支援していく。このご意見はプランに盛り込まれている。

続いて、4-2、人権教育についてである。重点施策は、①と②の順番を入れかえたほうが指導過程としてすっきりするのではないかと思う。また、②は、条例の周知にとどまらず、それをどう活用するかの学習が必要だと思ふという趣旨のご意見である。回答については、どちらも人権にかかわる重要な課題であるととらえている。人権教育・啓発に関する基本計画、平成14年3月閣議決定のものである。その中では、女性、子どもの順で示されている。また、小金井市子どもの権利に関する条例の活用の学習について研究をしていきたいと考へている。このご意見は今後の参考としたいと考へる。

続いて、4-3、社会貢献活動、ボランティアカードの活用、ま

たボランティア活動の表彰と紹介についてのご意見である。カードや表彰は、ボランティア活動の本質を未理解の子どもたちにとってはボランティア活動を人から褒めてもらうものにするものと誤解しないかと危惧しているという趣旨のご意見である。回答については、11ページにあるように、子どもたちの社会に貢献する心を一層はぐくむことができるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもたちの参加意欲をさらに高めていく。各学校へボランティア活動の趣旨の徹底を図っていく。このご意見は今後の参考としたいと考えている。

続いて、4-4、家庭教育についてである。家庭によっては、そういうことの大切さはよくわかっていても、なかなかうまくいかない場合もある。そのことが子育てのプレッシャーになって、かえって子どもの成長に悪影響を及ぼすことがある。学校全体で支えていく協力体制づくりが必要だと思いうご意見である。回答については、16ページにあるように、よりよく子どもたちを育てるために学校と家庭の連携をさらに進め、家庭教育の充実を図る。また、学校全体で支えていく協力体制づくりをこれからも進めていく。このご意見については今後の参考としたいと考えている。

4-5、わかる・できる・活かす事業、その中の子供の学習に関する実態把握についてである。各学校、学級の実態によって項目や問い方に配慮が必要になるのではないかと思う。一律に機械的に実施することにはなじみにくい内容ではないかと思うという趣旨のご意見である。回答については、20ページにあるように、子どもの学習に関するアンケートの実施に向け、検討していく。このご意見は今後の参考としたいと考えている。

続いて、4-6、わかる・できる・活かす事業、体験活動の充実ということについてである。新学習指導要領のもとで教科学習にかなり丁寧に時間をかけることが必要かと思う。何にどれだけ力を注げるのか、全体のバランスや各校の実態を踏まえて、総合的に考えていただけたらと思うという趣旨のご意見である。回答については、平成23年度は小学校、平成24年度は中学校が新学習指導要領の全面実施となる。各学校が新学習指導要領に応じ、体験活動も含め、バランスのとれた教育の計画を児童・生徒の実態等に応じて編成できるよう支援していく。このご意見は今後の参考としたいと思う。

続いて、4-7である。読書活動と学校図書館、「小金井市学校

「図書活動推進月間」の設定についてである。感想文の応募は希望者か。感想文のために読書しなければならないということではなく、読書後に得たものや感動を他者と分かち合いたいという気持ちになったときに書くということを教えてあげたいものであるという趣旨のご意見である。回答については、感想文によって読書嫌いにならないように配慮が必要である。23ページにもあるように、優秀な作品を表彰することで児童・生徒の読書活動の推進を図ってまいらる。感想文の応募方法は、実態に応じて各学校にお願いをしている。このご意見は今後の参考としたいと考える。

続いて、4-8、読書活動と学校図書館、学校図書館補助員の配置と読書活動の充実についてである。できる限り早急に実現してほしいというご意見である。回答については、47ページにあるように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行う。このご意見は今後の参考とさせていただく。

続いて、4-9、情報教育についてである。小学校低学年からパソコンやインターネットに傾いた教育は、子どもの本来の育つ力や芽をゆがめないだろうか。また、メディアリテラシーについてもきちんと教え、考えさせてもらいたいという趣旨のご意見である。回答については、25ページにあるように、小金井市では各校にコンピューターが設置され、インターネットに接続できる。デジタルテレビも導入された。発達段階に応じてこうしたICTを活用し、各教科の学習活動を充実させるとともに、子どもたちにインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーを身につける学習を進めていく。このご意見はプランのほうにも盛り込まれている。

続いて、4-10、道徳教育についての意見である。子どもたち一人一人の心に寄り添い、子どもたちの本音をもとに自身がよく考え、思いを出し合い、人としてどのように行動すべきか、生きていくべきかの問いに向き合えるようなものになることを願っている。副読本の使用も、本の使用を義務づけるのではなく、あくまで教師の参考資料、自由に教材化できるものにとどめてほしい。少ない時数の中で教師の判断で有効な教育活動ができることを望むという趣旨のご意見である。回答については、29ページにあるように、道徳教育は、児童・生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものである。また、副読本等も含め、道徳の時間に生かす教材は、児

童・生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手がかりとして極めて大きな意味を持ち、互いに学び合う共通の素材として重要な役割を持っていると考える。児童の実態等をもとに教材研究し、各学校で適切に進めてまいる。このご意見は今後の参考としたいと考えている。

豊岡指導室長　　すまない、言い忘れていたが、全体、基本方針等については私のほうから説明させていただいている。

それでは、全体を通してというご意見をいただいている。教師の教育活動が十分保障できる支援をお願いしたい。先生方が落ちついて教材づくりや子どもに向き合う時間がとれるようにしてほしいと思う。回答としては、2ページにあるように、学校教育を取り巻く環境の大きな変化に対応し、小金井市の学校教育の質をさらに高めるためには、本市の教育目標をもとに学校教育の方向性を示し、今以上に計画的に学校教育を推進することが必要であると考えて。さらに、教師の教育活動への支援についても進めていく。このご意見については今後の参考にしていきたいというふうに考える。

続いて、5-1になる。全体論としてということでご意見をいただいた。これらを実施するためには、現在の1クラスは大き過ぎると思う。また、教員の雑務が多くなっていると聞く。何とかならないだろうかという趣旨のご意見をいただいた。回答である。2ページにあるように、学校教育を取り巻く環境の大きな変化に対応し、小金井市の学校教育の質をさらに高めるには、本市の教育目標をもとに学校教育の方向性を示し、今以上に計画的に学校教育を推進することが必要であると考えて。さらに、教師の教育活動への支援についても進めていく。同じ回答になるが、策定の趣旨をここでは説明させていただき、教師の支援について同じように述べさせていただいたところである。今後の参考にしていきたいというふうに考える。

神田指導室長補佐　　5-2の特別支援教育の項目である。ご意見として、クラスの一人一人が必要とされている支援を受けることができることが大事だと思うという趣旨のご意見をいただいた。回答として、34ページにあるように、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しても、実態に応じた支援を進めてまいる。特別支援学

級の充実も図り、特別支援教育をさらに推進していく。こちらの回答についてはプランの中にも盛り込まれている。

続いて、5-3、教育相談・適応指導に関してである。ご意見として、スクールカウンセラーが中学では週2回になってよかったが、3日は相談室は空室ということである。早急がいい手だてを打ってください。また、もくせい教室の利用状況が少な過ぎると思う。今の先生たちの状況がとてもきつくなっていることは理解しているつもりであるが、不登校の子や親の悶々とした気持ちを聞いてほしいのである。不登校について学習してほしいのである。進路先を選ぶための学校側の学習、また入学後の休学、退学の率は一般の子よりかなり高いことなど、そのフォローや不登校の子どもについてご理解くださいという趣旨のご意見である。回答としては、42ページにあるように、現在、スクールカウンセラーは小学校に週2日12時間、中学校は週2日14時間派遣されているが、いじめ、不登校等の問題を早期発見・早期対応するために、子どもたちが困っていることを気軽に相談できるように派遣時間を拡充する。また、47ページにあるように、状況や実態に応じて前倒しの実施を目指し、的確な修正を行う。もくせい教室がさらに活用されるように、学習やさまざまな活動を通して人との触れ合いの場を一層提供できるようにしていく。43ページにもあるように、いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るために、専門的な資格を持つソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連携調整を行う。不登校の子どもたちの実態や心情をより理解していきたいと思う。こちらのご意見については、今後、参考にしていきたいというふうに考えている。

最後に、6-1、特別支援教育の項目である。ご意見としては、今後の充実したものになるものが期待でき、とてもうれしく思う。特別支援ネットワーク協議会等の活用もよろしく願いするという趣旨のご意見である。回答としては、特別支援ネットワーク協議会等の意見も参考にして進めていくということで、今後、参考にしてまいらる。

以上である。

鈴木庶務課長 本日の会議でパブリックコメントに寄せられた意見についてご協議をいただき、その後、10月の教育委員会定例会に協議結果を

踏まえた成案を提出する。それについて再度、教育委員会でご協議をいただいて、11月の教育委員会定例会で議決をするスケジュールとなっている。議決をした教育プランは第4回市議会定例会会期中の厚生文教委員会で報告を行いたいと考えている。

以上で事務局からの資料説明を終了する。よろしくご協議賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長

ありがとう。

事務局の説明が終わったが、ご意見、ご質問等あるか。

鮎川委員長
職務代理者

質問を1つ。2-1のご意見、こちらは2-2にも関係しているかと思うが、ソーシャルワーカーの派遣について状況や実態に応じたの前倒しの実施を目指すというふうにご回答されている。先ほどの5-3の中でもソーシャルワーカーについてご回答の中にあっただが、何か既にお考えのほうはあるのか。

豊岡指導室長

SSW、スクールソーシャルワーカーが非常に今求められていることは、ご存じのとおりかと思う。小金井市としては教育プランに盛り込み、それを推進するというところで考えていこうかというところであるが、近隣の学芸大学とスクールソーシャルワーカーの研究を連携して進められないかということは今、模索しているところである。そういった中で、今年度、緊急雇用の予算でスタートして研究をしていきたいというふうに思っている。配置に当たっては、スクールソーシャルワーカーの役割だとか、学校が十分にその活用方法だとかという理解、周知がまず先決だというふうに考えているので、成功例、失敗例、それぞれ全国的に見るとあるようである。有効にSSWが働くように、慎重かつ十分な教育委員会としての支援をしながら進めていきたいというふうに今、考えているところである。

鮎川委員長
職務代理者

すまない、もう1つ続けて質問する。

伊藤委員長

どうぞ。

鮎川委員長
職務代理者 知識がなくて申しわけない。他市で一部、多分都が必要と判断したところだと思うが、ソーシャルワーカーが既に入ってご活躍されているところなどもあるかと思うが、今、室長先生がおっしゃったSSWというのは。

豊岡指導室長 スクールソーシャルワーカーの頭文字をとってSSWとしている。

鮎川委員長
職務代理者 それは普通のソーシャルワーカーの方とは別の資格、何か特別な、学校専門なのか。

豊岡指導室長 社会福祉士ということで、同じ資格、その資格を持った者が学校関係に、子どもたちにかかわっていく、福祉的なかわりをしていく、それが教師にも福祉的なアプローチができるように支援をしていくという役割を担っている。一般的にソーシャルワーカー、社会福祉士という資格を持った方というご理解でよろしいかというふうに思う。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。ありがとう。

伊藤委員長 ほかにないか。
ちょっとおかしい質問かもしれないが、この質問の答えはこのままの文章で出ていくというふうに解釈してよろしいか。

豊岡指導室長 事務局案ということでこのような回答で出していきたいというふうに思うが、訂正箇所等、またご意見等があったら、いただければというふうに思っている。

伊藤委員長 よろしいか。そういう意味で、3-2のところと、もう1カ所、平成10年度の中央教育審議会の答申にあるということが書かれているが、もしこのまま出ていくとなると、一般市民の方にわかりにくいことなのかなというふうに思う。もしこれを書くなら、その趣旨が一言あってもよろしいのかなと思う。どちらかというと、教育関係の方はすぐわかるかと思うが、ちょっとわかりにくい。2カ所あったと思うが、そのあたりを、そこにある趣旨は何なのかとい

うことを一言で言っていただけると、よりわかりやすいと思った。表現上のことである。

それから、もう一言いいか。少なくとも6人の方からこれだけのご意見が出ていて、このご意見はこちらの明日の教育プランについてこのように変えてほしいというところではない。どうだろうかというお尋ねがあったことについて策定したものが、このように考えているよということをお話しして疑問を解いていくという形か。

豊岡指導室長 今、委員長のほうからいただいたご意見のまず第1点目である。根拠ということで、根拠だけを中央教育審議会答申ということで記述させていただいた。事務局が回答をまとめる際に配慮した点というのは、やはり平易な文で、それから余り量が多くということよりは、平易に簡潔に要点を、そして市民の方がわかりやすくということで事務局としては回答を記述させたところである。しかしながら、今のような委員長のご指摘を受けて、もう一度、そういった説明がそれでは理解が十分、専門的過ぎたりとか、そういった観点でまた内容等を検討する必要があるのかなというふうに思っている。それから、さらに平易な文でわかりやすい表現ということでは努めていきたいというふうに思っている。

それから、2点目である。いただいた意見であるが、こうやって全体を報告させていただいた。変えてほしいという部分でいうと、前倒しでやってもらいたいという部分なのかなと思っている。全体的にはそれぞれ出した施策だとか考え方については、大方ご理解をいただいているのかなというふうに事務局としても考えているところである。考えをいただいて、今後の参考にするという答え方をさせていただいたが、当然、教育プラン、施策の形、計画であるので、それこそ先ほどの教育委員会評価ではないが、進めながら、改善できるところの見直しを図りながらまた進めていくというようなところでご意見をいただいて、それを参考にしながら、状況も見ながら進めていければなというふうに思っているところである。

以上である。

高木委員 この市民の方の6人のうちの4人の方が特別支援教育についてご意見であり、これは関心があり、期待も高いということだと思う。先ほどの市議会の方のご報告もたしか特別支援に関する話があ

ったと思うが、それを受けて、改めてこの13番の特別支援教育、その中に①、②、③の施策があって、そこを見ると、優先順位としてはBになっている。たしか教育委員会の本年度の施策の中にも重要なものとして入っているし、教育委員会のとらえ方としても特別支援教育というのは非常に重要だというような位置づけであると思うが、しかし、ここに出ているのはどうもBになっている。特別支援教室の確保、これは28年度に各校ということは全校ということである。全校に教室をつくる。これは部屋をつくる。その次の特別支援学級を増設すると。これは28年度は充実というふうになっていて、到達目標、つまり10年先ぐらいに学級が、知的障害で小学校が3、中学校が2、情緒の関係で小学校が3、中学校が1というふうになっている。この辺もちょっと優先度合いは高いと思うが、この2つの整合性の部分と、あるいは、ちょっと言い方としては、位置づけがほんとうはAに置いているのではないかなという気がするが、それは今度、経済的な予算との関係で、AにやれないからBに持っていつているという、そういう苦しい内情がここに出てきているのか、私も聞きながら質問をどうやってしていいかなと整理ができなかったが、もう一度その辺を整理していただけないかなと思う。

豊岡指導室長 特別支援教育は、委員のおっしゃるように、重点施策課題ということで教育委員会が進めているところである。それがBということで、優先重要度、特別支援教室の確保がBで、特別支援学級を増設がBになっており、特別支援教育支援員の配置がAということの記述になっている。全体のバランスを考えてこのような順位ということを挙げさせていただいたということが回答になるかと思うが、学校の状況、それから都教委や国の動向等、そして財政面もあるが、さまざま全体的なことを考慮したところでこの辺の重要度を打ち出してきたところである。ただ、またご意見をいただければというふうに思っている。

以上である。

向井教育長 特別支援教育の中で教室の設置、今あった学級を増設、それから特別教育支援員の配置と大きなものがあるが、やはり支援員を置いてほしいという声は大変強いものがある。やっぱりそういうものに

はAという形で結構積極的にこたえていると思うが、教室の配置などは、今後の児童・生徒数の推移などもあって、なかなか計画的にすたすたといくものでもなくて、ちょっと評価的にはBということになるが、取り組みとしては、高木委員がおっしゃるように、結構教育委員会として重要視して進めているということは見ていただけるかなと思っている。

豊岡指導室長　　今、教育長のご意見の内容のとおりだと思う。1点、ここで話をさせていただくことは、特別支援学級の増設の件である。これについては、先ほども冒頭、この教育委員会の中で東小の増設の話があった。ここは実際のところBではなくて、Aというふうに、高木委員のご指摘のとおりだというふうに思っているの、その辺の変更、Aに変えるということで反映をしていきたいというふうに思う。

伊藤委員長　　何番か。

豊岡指導室長　　36ページの重点施策②特別支援学級の増設、庶務課、学務課、指導室とある。Bとなっているが、これをAに、高木委員のご意見をいただいた。そのように変更したらどうかというふうに思っている。いかがか。

鮎川委員長
職務代理者　　今の36ページの到達目標に小学校3校とある。現時点だと認可のいろいろな問題もあるかと思うが、本日の冒頭での話の通り、東地区に新設されると、この到達目標は小学校については到達するということになるのか。

豊岡指導室長　　そのとおりである。次の目標としては、中学校が今現状、1校であるので、到達目標でいう、中学校の2校、つまりプラスワンをどうでというのが目標になっている。

高木委員　　よろしいか、もう一つちょっと確認の意味で。
最初の教室を全校に確保するということと、学級を先ほどのようにこのように何校かずつつくるといふことの意味というか、まず学級があつて、その学級の受け皿としての教室が不足している部分を、今、教育相談室や保健室を使っているのを専用の教室をつくるとい

うことなのではないかなと思うが、どうもこれを見ると、教室をつくるのが先になっているようなイメージに見える。28年度までに各校に教室をつくる、学級は全校ではないという、その辺もちょっと、私が勘違いしているのか、学級をつくるということと教室をつくるということの意味をもう一度ご説明いただきたい。

豊岡指導室長 特別支援教室と特別支援学級は明確な違いがあつて、特別支援学級のほうは特別に支援を要する知的障害、それから自閉症のある子どもたちの学級、まさに学級である。教室というのは、通常の特別支援学級のない学校においても通常学級に通っているクラスの中に、知的には障害はないが、発達障害的にADHDだとかそういった傾向の子どもたちがいるわけである。そういった通常の学級の子どもたちがそこで例えばパニックを起こしたり、少し気持ちを落ちつかせるという意味で、特別支援の教室を確保しておくところから、今、国、都も、全体的な流れとして各校に、すべての学校に特別支援教室を確保しようと、確保するよという方向で来ているところである。そういった明確な位置づけというか、分け方があるということでご理解いただければというふうに思っている。

以上である。

伊藤委員長 ありがとう。

高木委員 関連して質問する。その辺は、本来だったら変であるが、教室を必要とするということは、ほんとうは学級が必要ということではないのか。そこは違うのか。普通の学級にそういう児童がいると、ということは、ほんとうは学級があつたほうが良いということとは違うのか。

豊岡指導室長 学級そのものは、例えば特別に支援を必要とする子どもたちの教育課程だとか、1時間目から5時間目すべてにおいてそういった全体的な指導が必要だと。特別支援教室に、一時的にそちらに行って個別指導だとかそこでの活動をするという子どもたちに関しては、全体を通して通常の学級で学べるが、やはりある部分を取り出して、その教室で学ぶほうが教育的な効果があるとか、そういった子ども

たちの支援に役立てるためのものが教室であるという考え方になっている。特別支援学級に通う子どもたちは、あくまでトータル的にその子どもの個々の教育課程を組んで、個別計画と言うが、やったほうが教育効果が上がるということで、それが今の特別支援教育の流れになっている。

向井教育長

1点ちょっとつけ加える。

特別支援学級というのは、そこに在籍をするわけである。そこで1日生活をするわけである。ただし、子どもたちの中には、通常学級に在籍して、特定の時間に指導を受けるほうが適切な子もいるわけである。そういう子たちが普通通うのは、情緒障害等の学級があるわけである。これは一中とかにも開設されている。小学校も開設されているが、ただ、開設された学校にいる子どもたちは、その時間に行けばいい、自分の学校にあるから。しかし、開設されていない学校の子たちは、その学校まで行かなければいけない。将来、私たちが考えている各学校にあったほうがいいというのは、いろいろな学校に教室があれば、そこに指導員が行ける。その特定の時間だけ学ぶことができる。そういうスペースが各学校があれば、学校に行かなくても、自分の学校の中で特定の取り出しというか、場面での指導が可能になると、こういうことを目指しているので、特別支援学級は現在設置されているように必要である。情緒障害等の学級についても、通級の学級があつて、しかもそれ以外の学校にもスペースをつくってほしいと、こういうことを目標として持っているところである。

伊藤委員長

いいか。いろいろな考え方があると思うが、特別支援学級というのは、就学指導委員会を通過して、やっぱりここで学ぶほうがよりいいだろう、各学校の中にそういう子どもとしてほっとする場があつていいだろうということなのかなというふうに思うが、考え方によっては、各教室の中で一人一人支援員が入っていけば、その子も教室の中で学習できるかもわからないわけである。だから、各教室に支援員が入って、みんなの中で特別な指導ができるという場もあるというのが、この支援員の考え方である。でも、それでもみんなが学ぶ場において特別支援員がいても学び切れない、周りの子どもの教育権やその子の教育権を守るためには、1人で静かに学習すると

ころも必要だと、そういうのが特別支援教室と考えていいと、そんなことでいいのか。二重、三重にいろいろなことで一人一人にということ、ここの中にも北欧のほうでは教室に入る支援員というのがたくさんいて、その中で個別の指導計画を持ってやっているなどということが書かれていたが、なかなかそうは今のところ厚くできないということで、けれども、支援教室があれば、1年生から6年生まで必要な子どもがそこで学習が保障されるというふうに考えてよろしいのか。

向井教育長

1点ちょっとつけ加えさせていただく。

特別支援学級と、それから情緒障害通級学級については、配置されるのは正規の教員である。特別教育支援員というのは必ずしも教員とは限らない。その辺もちょっと違うのかなということは承知しておいていただきたいと思う。

伊藤委員長

いろいろな方が教育に入ってくるという考え方なのか。

あと一つよろしいか。この中に特別支援が大変多いが、家庭教育についても2つ入っている。同じ方ではないと思うが、3番さんと4番さんから家庭教育にかかわることについて、家庭に入り込むならば、それだけの配慮も必要だし、それだけの手だてをせよというようなご意見のようにお見受けしたが、私は家庭教育に入るといかな、この冊子をつくって家庭教育をしていくということには賛成である。やっていく必要がある。でも、お答えのところに、学校と家庭の連携をさらに進めと16ページにあるようにということでは、やや答えがぶっきらぼう過ぎるのかなというふうに思っている。ご心配の趣に、ここをちょっと細やかに、子どものためにどうあったらいいのかとも考えていくためには、そういう冊子があって、手がかりになっていくのだというような、もうちょっとこの質問に沿った形でのお答えがあったほうがよりご納得いただけるのかなというふうに思った次第である。意見である。すまない。

豊岡指導室長

3-6、家庭教育、それから4-4、今、委員長からいただいたご意見を参考に、事務局でもう一度内容について考えていきたいというふうに思っている。ありがとう。

伊藤委員長 おこがましくて、すまない。読んだときに突き放すような感じではまずいかなと思った。

鮎川委員長
職務代理者 今のことに関して質問をいいか。

伊藤委員長 どうぞ。

鮎川委員長
職務代理者 今の方の3-6のところ、3番の方のその上の3-5でも、体験活動の充実で、幼児からの体験活動も増やすことが大切であるというご意見があって、ご回答のほうでご意見の趣旨を反映していくとある。こちらはどのように反映していかれるのか。

神田指導
室長補佐 今、ご指摘のあった体験活動の充実ということは、幼児からの体験活動が非常に大切になってくるかと思う。このプランは学校教育の充実をしているが、やはり学校教育へ上がってくる前の段階のところ、やはり学校教育へ上がってくる前の段階のところ、充実をしていくということで、このご意見もとても大切だと考えているので、プランの中に、例えば幼児からの体験活動を大切にしようというような文言を挿入して、学校教育に向けて児童の体験活動を増やしていけるように今後研究をしてまいりたいというふうに思う。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。確かに、公立の幼稚園がない中、幼児教育にというのは大変難しいところではあるかと思うが、わかった。よろしく願います。

伊藤委員長 続けて、4-11や5-1等に教員の教育活動への支援についてしていくということが書かれているが、どのようなお考えなのか、この支援というのは大変難しいと思うが、もしお考えがあったらお聞かせいただきたい。

豊岡指導室長 まさに、この教育プランの策定、作成自身が学校の教員の支援というふうに考えているところである。学校教育の質をさらに高めるということでこの教育プランの検討が始まった。本市の教育目標をもとに学校教育の方向性というものを示し、計画的な学校教育が推

進をしていく、そのこと自体がまさに学校や教員を支援しているということになるというふうに思う。また、具体的にはさまざまなこの取り組みの中で支援員をつけたりだとか、図書補助員をつけたりとか、そういった人的な施策等も盛り込まれているところである。その辺のところはまたこのご意見をいただいた方にもご理解いただければというふうに思っている。

以上である。

伊藤委員長 もしそういうあれがあると、どこかでそれが一言あっていいかもしれない。いろいろなことを決めていくことで、枠を決められたとか、たくさん課せられたとか、動きにくくなったとかというお考えがもし間違っただらと困るので、室長先生が今おっしゃった趣旨のようなことがどこかに言葉としてあると大変ありがたいと思う。

豊岡指導室長 これを昨年検討するにおいても、校長会の代表、副校長会の代表、それから主幹教諭、教員の代表も委員として検討委員会の中で素案をつくってきたところである。また、広く教員の意見を一つ一つの施策についても投げかけながら、意見を聞きながら、そして計画にのっとって進めていきたいというふうに思っているの、そういう意味では、教員の実情に合って、かつさらに小金井の教育が定まるような取り組みをしていきたいと強く思うところである。

伊藤委員長 ありがとう。よろしく願います。
もうよろしいか。

宮本委員 2-3の質問で、その回答の中に、これは校舎の設備の改善整備というようなことであるが、学校の施設が老朽化してきて、そして校舎自体は、学校だけではなくて、災害のときには避難場所にも使われるというようなことから、その視野の中でお考えになっているとは思う、一方で、なかなかお金もかかることだし、多分そうすぐにはできなくて、大変なことだろうと思うけれども、補助金とかそういうようなものを利用しての、計画というのはどういうふうにお考えになっているのか。

鈴木庶務課長　　さまざまな補助金というような制度が、今、交付金という言い方であるが、ある。学校に関連しては安全・安心な学校づくり交付金というのがあって、そういうものを大規模改修とか、トイレの改修とか、もろもろ改修等に使える補助金のメニューになっているので、そういうのを活用して計画的に施設の改修等を図っていきたいというふうに考えている。

伊藤委員長　　よろしいか。ほかにはないか。
それでは、先ほどご意見があった36ページの重点目標のBをAに変更するというのを加えて、協議第5号、明日の小金井教育プランに提出されたご意見を検討いただいた結果、今のような修正を加えて、これを決定することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長　　では、ご異議なしと認める。本件については、ただいまの協議結果を踏まえて公表することとする。
なお、修正後の内容については、委員長において確認することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長　　では、今後、公表し、修正後の内容については委員長において確認することとさせていただく。
次に、日程第5、報告事項を議題とする。順次、担当からご説明をいただく。
まず、報告事項1、光熱水費削減還元プログラムの実績報告についてお願いする。

前島学務課長　　平成21年度光熱水費削減還元プログラム実績報告をさせていただく。報告事項1資料1というA3版の横の表がある。モデル校4校について実績を表にしたものである。
詳細は数字をごらんいただきたいと思うが、効果として表の一番下の段、一番右側、CO₂の排出量の効果がここにあらわれている。3万6,116キログラム、つまり36トンCO₂の削減ができた

いう結果になった。光熱水費の削減還元分の経費は、実際のところ、各学校金額の一番下の欄のところに出ているが、ほぼマイナスという状況である。

緑中のところをごらんいただきたいと思う。こちらのほうであるが、ここの金額も、本来であればこれはマイナスになっていた。ただし、ここの場合、プールの上下水道がゼロ表記になっているが、ここについてプールの上下水の配管から漏水があった。その漏水があったために、かなりの金額、水量、こういったものが出ている。学校の努力が及ばないというところもあったので、今回、試行ということもある。特段、こちらのほうは実績から外したという経過があるものである。したがって、緑中においては、そのほかの部分の削減効果として96万6,189円という効果が出ているところである。

表全体的なところを見ると、上下水道についてはほぼ三角が並んでいるところである。おそらく新型インフルエンザの予防での手洗い、うがいの励行なども影響して数値が増加したものではないかというふうに思っている。

全体的な簡単な分析とまではいかないが、次のようなことが考えられた。電気については、例えば緑小学校、左から2番目であるが、こちらをごらんいただくと、使用量、これは三角、三角がマイナス効果になっているので、使用量が多くなっているが、CO₂が減っている。なぜか効果が出たように見えている。これはCO₂を算出する係数があって、原子力発電所の稼働・不稼働によって数値が大分変わってくる形である。平均のCO₂の計数よりも今年は係数が低いために効果が上がっているように見えてしまうというケースである。逆に、第二中学校のガスのところを見ていただくと、数量が682減っているが、金額的には5万900円多く支出しているという形がある。使用量を削減しても、値上がり分、こういったものが影響して、結果的に光熱水費の金額的な部分への削減効果が認められないという結果になっている。そういったことがあって、いろいろ複雑な理由が重なり、今回、こういった結果が出てきたところである。各項目ごとに見ると、一概に成果が図れないなというところがあって、学校の努力の及ばない漏水であるとか、そういったものもある。また、学校開放などもあって、学校の皆さんにおいてはインフルエンザの対応をしながらこちらの事業に取り組んで

いただいということ、非常に感謝しているところである。

ただ、実際の金額面では効果が出なかったという結果ではあるが、先ほど申したとおり、学校の努力が及ばない部分をとったとすれば、一定効果が出ているところがあるというところもあった。真摯に取り組んできた各モデル校の状況を考えると、CO₂が36トン減ったというのもあるので、何らかの形で返したいというのがあって、緑中学校は実際はまたほかにも理由があって、学校開放を事情により今現在やめているという事情もあり、その影響も96万6,000円の中には入っているというのも考えられた。そこで、試行であるので、各4校、こちらのほうにはCO₂の削減ができたということ念頭に入れ、唯一緑中に出た96万6,000円を各モデル校4校に按分して、今回、補正予算を提出することとしている。昨年度、ほんとうに学校を挙げて取り組んできてもらっているということがあるので、こういった形で96万6,000円の半分、48万1,000円を補正予算で計上していく予定である。

このようにこのプログラムを実施する中で、燃料調整費であるとか、気候やCO₂の排出量の計数の変化、こういったものが変動することによって効果がなかなかわかりにくいというのが、こちらとしても再確認できたところである。学校の設備も省エネに対応していない部分が大半で、学校の取り組みには限度があるなというのも実感した。また、21年度にはICTの環境整備、それはそれで大変喜ばしいことであるが、これによって、22年度については全校でこのプログラムを実施するという形になっている。明らかに、電気使用量のほうは増えるというふうに見込んでいる。今後、これを続けるならば、基準値をどうするかを含めて、さまざまところから見ていかなければいけないなというふうに思っているところである。また、学校開放で使用する光熱水費などは、水銀灯など非常にお金がかかる部分であり、児童・生徒が幾らスイッチを切っても、一瞬にして水銀灯の使用で消えてしまうというところもある。課題が多いということも実感しながらではあるが、ただ、一定、モデル校の皆さんからお聞きしていたのは、各学校ともこの取り組みのおかげで、やはり児童・生徒の省エネの意識向上には大変有効であったというふうな、そこだけは意見をいただいている。それはそれでほんとうによかったなというふうに思っている。こういったことから、やはり児童・生徒への省エネに対する意識向上、社会への広が

り、こういったものを期待しながら、今年度についても全校で実施するに当たっては前向きに取り組んでいきたいなというふうに思っているところである。

あわせて、2枚目であるが、これはモデル校も含めた全校の光熱水費の実績報告である。高木委員のほうから、前、全体的にはどうかというお話もあったので、参考までにおつけさせていただいている。全体を見ると、いつも例年、こちら光熱水費というのは補正を組んだり流用したりで大変なところだったが、平均値をとったところ、やはりそれよりは下回っているというところがあって、予算内でおさまったという形で、それはそれで大変喜ばしく思っているところである。いずれにしても、いろいろなさまざまな種々の条件があって簡単にはいかないなというところを実感して、1年の試行を終えたというところである。

雑駁であるが、報告を終わらせていただく。

伊藤委員長

ありがとう。

何かご質問はあるか。いいか。

ご苦労さまであった。学校の細かい事情まで課長が把握していただいているということで、ありがたいなというふうに思った。ありがとう。

次へ移る。報告事項2、不登校児童・生徒の人数調べについて願います。

高橋指導主事

不登校児童・生徒の人数調べについてである。不登校児童・生徒の人数について報告をさせていただく。報告事項2資料をごらんいただきたい。

この不登校児童・生徒の人数のデータは、平成21年度文部科学省による平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に基づいている。小金井市の小・中学校の不登校児童・生徒の出現率については、東京都、全国の平均に比べ低い水準にある。小学校においては、平成17年度から19年度にかけて人数は20人台と余り変わらなかった。しかし、平成20年度からは約半分に近い11人に減少し、平成21年度については平成20年度から1人増加した12人という状態で推移をしている。中学校においては、平成18年度53人と増えたが、平成19年度以降減少

し、平成20年度には39人となった。平成21年度については平成20年度からの横ばいの39人の状態で推移している。指導室としては、今まで生活指導や特別支援教育、教育相談体制などの推進に取り組んでまいったが、今後さらに不登校児童・生徒数を減らすためにスクールソーシャルワーカーの活用と教育相談体制の充実に努めていきたいと考えている。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

質問はあるか。

鮎川委員長
職務代理者

毎年こちらのご報告をいただいているが、かねがねより疑問であったことについて質問させていただく。

不登校の正確な定義について教えていただきたい。例えばこの1年間の間で何カ月か不登校とカウントされた方が、年度末時点で元気に学校に通っていらっしゃる場合なども、やはりこちらの人数に含まれるのか。そのあたりも含めて、ここで言う不登校の人数の考え方を教えていただけるか。

高橋指導主事

不登校の定義ということについてである。今回、不登校児童・生徒の人数調査を行った平成21年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の中では、不登校の児童・生徒数を集計するに当たって不登校の定義を次のようにしている。不登校とは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までに30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることを言う。ただし、病気や経済的理由によるものを除くという定義となっている。

以上である。

鮎川委員長
職務代理者

ありがとう。

すまない、引き続きいいか。

伊藤委員長

どうぞ。

鮎川委員長
職務代理者 この場合、もくせい教室に通っている方の人数は不登校とカウントされるのか。

高橋指導主事 もくせい教室については、出席の日数に入っている。なので、先ほどの不登校の定義の中にあつた30日以上欠席したというその日にちの中で、何日欠席したのかということがその定義に関係してくると考えている。
以上である。

鮎川委員長
職務代理者 そうすると、本来、在籍している学校は欠席であっても、もくせい教室に通っていると出席しているということになるのか。

高橋指導主事 出席ということで扱っている。

豊岡指導室長 正確には出席扱いということで、出席というふうにはならない。出席扱いで、そこで学校長が出席について判断するというので出席扱い、そういったもくせい教室のような適応指導教室だとか、フリースクールだとかがある。そういったものはそういうふうカウントして構わないということで規定がある。
以上である。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。
すまない、続いて意見を申し上げてよいか。

伊藤委員長 どうぞ。

鮎川委員長
職務代理者 出席扱いになるからというだけではないが、もくせい教室の充実というのが大変必要だと個人的に思っている。時々もくせい教室に伺ってみると、先生方は、大変熱心にご指導なさっている。また、立地的なものもあるかとは思いますが、教育相談所の先生方とも連携してくださっていて、小金井市のそのご指導というのはほんとうに厚いものがあるかと思う。現時点でもくせい教室の雰囲気もすばらしいと思うし、先生方のご指導もすばらしいと思っているが、ここでさらなる充実というようなことは、どのようにお考えか。

高橋指導主事 本市の適応指導教室、もくせい教室の充実ということであるが、まず、もくせい教室の目的というものが、児童・生徒が集団生活や学校生活になじめず、学校に行けないで悩んでいる子どもたちに、学習やさまざまな活動を通して人との触れ合いの場を提供するということがある。不登校児童・生徒の復帰に向け、まさに復帰という観点であるが、もくせい教室の役割は重要だと指導室もとらえている。今後もこの役割を今まで以上に果たすために、もくせい教室のさらなる充実をしていきたいと考えている。

以上である。

鮎川委員長 わかった。どうもありがとう。

職務代理者 こちらの先生方からのご要望をここでお伝えしてもよいか。パーティションで区切られている中、もう少し広いスペース、予算的な面も多々あることは先生方も十分ご存じでいらっしゃるが、隣のパーティションのもうワン区画広い場所があったらいいというようなお話も伺っている。もちろん厳しいこととは思いますが、どこかお心にとめておいていただけるとよいと思っている。

伊藤委員長 よろしく願います。

ほかにないか。

宮本委員 小学校の不登校児童の数を見ると、平成19年と20年でかなりの差があるわけであるが、何か理由があるのか。

高橋指導主事 小学校の不登校の人数についてである。平成19年度と20年度ということで減少している理由ということについてでよろしいか。お答えしたいと思う。

平成20年度に不登校が大きく減った理由として2つ考えられる。まず1つは、教育相談が充実してきたことである。本市では平成19年度から小・中学校ともに週2日スクールカウンセラーを配置している。さらに、平成20年度からはスクールカウンセラーの時間を拡充し、教育相談機能を充実させてきた。2つ目は、特別支援教育が推進されたことである。平成19年度から特別支援教育が本格実施された。また、本市においては平成20年度に情緒障害等を対象とした通級指導学級が南小学校と第一中学校に開設された。

このことにより、発達障害が原因となる不登校の児童・生徒への支援が行えるようになった。このような理由から不登校児童・生徒数が減少したものとする。

以上である。

宮本委員 そうすると、先ほどのお話に戻るが、特別支援教室とか、そういうものの重要性というのがあることになってくる。

豊岡指導室長 補足をさせていただくと、これは施策的なことで説明させていただいたが、当然、学校の先生たちが家庭訪問をしたり、電話連絡をしたり、手厚い、休みがちな子どもたちだとか不登校傾向にある、そういった子どもたちに声をかけたり、親と一緒に連携してやったりという日常的な努力があるということもつけ加えて報告させていただきたいと思う。

以上である。

伊藤委員長 ありがたいことである。

先ほどあったSSWの方たちは、こういうところに何かかわりがあるのか。

豊岡指導室長 実際のところ、福祉的なアプローチがソーシャルワーカーの仕事になっている。スクールカウンセラーが心の悩みだとかそういうのを受けとめる。当然、福祉的なアプローチが不登校、例えば家庭に原因があった場合、そういったときにワーカーがどうかかわっていきけるかというところが1つあるのかなというふうに思っている。いずれにしても、SSWについてはそれぞれの各地区で成功した事例等を踏まえながらやっていきたい、小金井に合った内容を見つけていきたいというふうに思っている。

伊藤委員長 ありがとう。

よろしいか。

それでは、次に移る。報告事項3、小学校第6学年の林間学校についてお願いします。

高橋指導主事 林間学校について報告する。

今年度の林間学校は、市立小学校第6学年児童を対象に7月21日から8月23日までの期間、3泊4日の日程で実施した。各学校とも小金井市立清里山荘に宿泊し、農業体験、牧場での学習、登山、ハイキングなど、豊かな自然の中でさまざまな体験活動を行った。今年度は晴天に恵まれた学校が多く、充実した活動が実施できた。清里では朝晩涼しく過ごせたが、日中は日差しも強く、暑い日が続いた。けれども、児童は暑さにも負けず、頑張っって体験活動に取り組んだ。また、4日間の友達との集団行動を通して、人間関係など集団生活のあり方や公衆道徳について学ぶことができた。

なお、各校の実行委員の教員が集まって行う反省会は、これから開催する。その場において課題を明確にして、さらに充実した林間学校になるように検討してまいる。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

質問はあるか。

ご苦労さまであった。

それでは、次、報告事項4、中学校部活動全国大会について願います。

神田指導
室長補佐

中学校部活動全国大会について、その結果のほうを報告させていただく。

まず、小金井第一中学校剣道部であるが、8月22日から24日、島根県で行われた平成22年度全国中学校体育大会第40回全国中学校剣道大会女子団体の部に出場した。予選リーグで広島県の己斐中学校、岩手県の花巻中学校と対戦し、3校中3位という結果で、惜しくも決勝トーナメントには進めなかった。

続いて、陸上競技では小金井第一中学校の大澤裕輝君が8月20日から23日、鳥取県で行われた平成22年度全国中学校体育大会第37回全日本中学校陸上競技選手権大会に出場した。男子100メートルと200メートルに出場して、100メートルでは予選タイム11秒35であったが、次には残念ながら進めなかった。200メートルでは準決勝に進み、全国屈指のランナーを相手に22秒46で見事3位に入るなど、すばらしい走りぶりを見せたが、惜しくも決勝進出は逃してしまった。

しかしながら、剣道、陸上ともに全国大会で東京、小金井の代表として頑張ってくれた。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

暑いのに大変だった。ありがとう。

報告事項5、その他、学校教育部から報告事項はあるか。

小林学校
教育部長

特にない。

伊藤委員長

生涯学習部から。

渡辺生涯
学習部長

ない。

伊藤委員長

それでは、報告事項6、今後の日程をお願いします。

高橋庶務
課長補佐

教育委員会の今後の日程をお知らせする。

東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会及び第1回理事研修会が8月26日木曜日、理事会、午後2時から、理事研修会、午後3時から東京自治会館大会議室にて開催される。委員長のご出席をお願いします。第10回教育委員会を10月12日火曜日、午後1時30分から801会議室にて開会予定である。全委員のご出席をお願いします。東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会が10月26日火曜日、午後3時から立川市役所302会議室にて開催される。全委員のご出席をお願いします。第11回教育委員会を11月9日火曜日、午後1時30分から801会議室にて開会予定である。全委員のご出席をお願いします。第12回教育委員会を11月24日火曜日、午後1時30分から801会議室にて開会予定である。全委員のご出席をお願いします。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。ほかにないか。

では、以上で本日の日程はすべて終了した。これをもって平成2

2年第9回教育委員会定例会を閉会とする。ありがとう。

閉会 午後3時41分